

各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区 高齢福祉部長  
長岡 光春

### 緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

これまで区では、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、社会的検査(PCR検査)の実施をはじめ各種施策の実施に取り組んでまいりました。また、国の通知等に基づき、事業運営にあたり、感染予防対策を徹底していただくようFAX情報便や区のホームページを通じてお願いしてまいりました。

この間の感染状況に鑑み、1月7日に国より「緊急事態宣言」が出され、それを踏まえて東京都より「緊急事態措置」が出されました。

各事業所におかれましては、下記のとおり対応していただくようお願いいたします。

なお、区としても、必要なサービスの提供体制を維持できるよう、各種対策について各施設・サービス事業所とともに取り組んでまいります。

#### 記

#### 1 緊急事態宣言を踏まえた対応について

**感染防止対策を再徹底したうえで、施設等の運営を継続してください。**

#### 2 世田谷区の社会的検査(PCR検査)の受検について

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査(社会的検査)では、区が示すスケジュールに基づき実施する定期検査だけでなく、陽性者が発生した場合の随時検査の対応等も行っております。

また、別添の保坂区長からメッセージにも記載がございますが、この間の事業実施状況や検査を受けた施設の意見等を踏まえ、本事業がより実効性があり、皆様に受検しやすいものとなるよう、更なる充実を図りました。

具体的には、定期検査と随時検査の実施期間を3月末まで延長し、すでに受検済みの事業者や施設も、再度、お申込みをいただくことが可能となりました。また、通所サービス、訪問サービス、相談支援を行う事業所の職員を対象に、新たに、1月中旬より、お申込みのあった施設あてに採取キットをお送りし、検査センターが回収にお伺いするスクリーニング検査も開始し、順次、対象事業所には、ご案内をお送りしております。これにより、複数回の受検も可能となっております。

これまでに受検された施設において、陽性者が発生した施設も含め、早期の対応により、より早い復旧が図れたとの声もいただいております。感染を未然に防ぎ重症化等の抑制に向けて積極的な受検をご検討くださいますようお願いいたします。

【世田谷区ホームページ】介護事業所等を対象としたPCR検査(社会的検査)の実施について

[目次から探す](#) [福祉・健康](#) [健康・保健・衛生](#) [健康危機管理](#) [新型コロナウイルス感染症](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/31211/d00188032.html>

### 3 感染防止策の再徹底について

新型コロナウイルス関連の介護事業所向けの情報については、区ホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」(下記四角囲みの【世田谷区ホームページ】)で周知しております。「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」や「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」等の資料を掲載し、内容について随時更新していますので、情報をご確認のうえ、職員・利用者の検温、消毒及び換気などの感染防止策の再確認・再徹底をお願いします。また、感染拡大防止対策として、利用者ごとの担当職員を固定するなど人員配置に対して配慮を行う、職員同士の休憩時間等での接触を極力避けるなどの取り組みも効果的であると考えております。

下記の区ホームページでは、都・国・区による感染対策研修の動画配信のご案内も掲載しています。対策には基本的な知識が大変重要です。職員や施設関係者など多くの方の視聴、活用を図っていただければ幸いです。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

[目次から探す](#) [福祉・健康](#) [高齢・介護](#) [介護保険事業者向け情報](#)

[介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokujii/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html>

### 4 陽性者が発生した事業所・施設への支援

- ・東京都が実施する「サービス継続支援事業」等の活用などにより、消毒・清掃費用や衛生用品の購入費用、事業継続に必要な人員確保のための割増賃金・手当・旅費・宿泊費等、サービス継続に必要な費用等について補助を行います。詳細については東京都ホームページをご確認いただき、申請等の漏れがないようご注意ください。(サービス種別によって申請期限が異なります)
- ・東京都の「サービス継続支援事業」では、陽性者が発生し職員が不足した施設・事業所へ応援職員の派遣を行った場合に、応援派遣する職員の割増賃金・手当・旅費・宿泊費等について、職員を派遣した施設・事業所に対して補助を行います。(同一法人内事業所への応援派遣を含む)
- ・「世田谷区高齢者・障害者施設等支援事業」の陽性者発生時の施設支援金として、事業を再開するために行う施設内の消毒等の対応に係る費用の一部について補助を行います。

【東京都ホームページ】サービス継続支援事業補助事業

<訪問系事業所、通所系事業所、短期入所系事業所、認知症対応型共同生活介護>

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/servicekeizoku.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/servicekeizoku.html)

<介護施設等(介護老人福祉施設、介護老人保健施設等)>

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/servicekeizoku.html>

### 5 感染症対策アドバイザーの派遣について

利用者及び職員等が新型コロナウイルス感染症に罹患又は濃厚接触者が発生した場合に、クラスター発生予防対策及び業務継続・再開等に関し、アドバイザーである医師または感染管理認定看護師から現場で具体的な助言を受けることができます(メール、電話での相談も可)。ゾーニングの相談や施設の実情に合わせた飛沫飛散防止の方法などにご活用ください。